平成 16 年 10 月 15 日(金曜日)とし、熊本県土木部監理課及び当訓練所に合格者の受 験番号を掲示し、併せて本人あて合格通知書を郵送する。

次の書類を募集期間内に持参又は郵送すること。

なお、郵送する場合は簡易書留とし、必ず表に「試験申込書在中」と朱書のうえ、返信用封筒(簡易書留とし、430円切手を貼ること。)を同封すること。(郵送の場合は、募 集期間の満了日の消印のあるものまでを有効とする。)

(1) 所定の試験申込書(写真は最近6か月以内に撮影したもの)及び受験票

- 最終出身校の成績証明書又は調査書(卒業見込みの者は、申込日の属する学期の (2)前学期までのもの)
- (3) 健康診断書 (保健所又は公的医療機関の証明する最近2か月以内のもの)
- 応募書類の提出先

熊本県産業開発青年隊訓練所

〒 861 - 4215

下益城郡城南町沈月 1667

その他

- 試験申込書等の記載事項に虚偽の事実が判明した場合は、合格決定後でも合格を (1)取り消す場合がある。
- 問い合わせ先 (2)

熊本県産業開発青年隊訓練所 (電話 0964-28-6611) 熊本県土木部監理課 (電話 096-383-1111 内線 6013)

熊本県告示第 571 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にす る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 16 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡久木野村大字久石字清水 57 の 6 (次の図に 示す部分に限る。)、57の8
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに久木野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 572 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にす る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 16 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字山内河野 4559 の 2 の 1、4571 の 2
 - 指定の目的 (2)土砂の流出の防備
 - 指定施業要件 (3)
 - 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字山内河野 4559 の 2 の 1・4571 の 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限 る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里字紀3042の13
 - 指定の目的 土砂の流出の防備 (2)
 - 指定施業要件 (3)

立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字紀3042 の 13 (次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係